

議員提出第5号議案

島根県議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年2月13日

提 出 者	五百川 純 寿	野 津 浩 美
	和 田 章一郎	井 田 徳 義
	川 上 昌 彦	中 村 芳 信
	島 田 三 郎	多久和 忠 雄
	内 田 敬	

島根県議会会議規則の一部を改正する規則

島根県議会会議規則（昭和34年島根県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第14条中「添え」を「備え」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長名をもって、議長に提出しなければならない。

第16条中「添え」を「備え」に改める。

第38条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会提出に係る議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。

第71条第2項中「第109条の2第3項」を「第109条の2第4項」に改める。

第98条及び第109条中「第38条第2項」を「第38条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。